



目 次

- 1 . セブンイレブン店員の労働問題から
- 2 . 相続・遺言等セミナーと法律相談会のお知らせ
- 3 . エネルギー・温暖化対策に関する支援制度(国) - 福岡 井澤わかな
- 4 . España (スペイン) 紀行 - 3 (アンダルシア編: その2)  
広島 竹岡秀生
- 5 . ケラメイコス ~川瀬忍の茶碗
- 6 . 本の紹介 死にたい老人 木谷恭介 著
- 7 . 今月の言葉

セブンイレブン店員の労働問題から

外国人の労働問題ばかり取り上げてきていましたが、こうした問題は外国人特有の問題ではなく日本人も同様の問題に悩まされています。相談に行く先が分からなかったり、行ってもなかなか話されている内容が理解できなかったり、資料がなかったりどのように対応すればいいのかわからない、また早く就職して会社とは関わりを持ちたくないとの理由で問題解決を放棄する例が一般的ではないでしょうか。解決するための選択肢には社会保険労務士は思いもつかないし、そうした存在すらご存じないのが普通ですし、ユニオンの存在もそうですし、弁護士さんとなると相談だけでも高額な費用がかかり、依頼すればいくらかかるか想像もつかないため余程のことがない限りあきらめてしまいます。

先日セブンイレブンで働いている人から日本人から相談がありました。たまたま彼は私の知人から「相談してみたら。」と私の電話番号を聞いたとのことでした。相談内容は深夜労働の割増賃金をもらっていないというものでどのような勤務状況であったか聞いてみると次のような状況だったことが分かりました。

- (1) 労働条件通知書はもらっていない。
- (2) 勤務時間は夜 9 時から朝 5 時までの 8 時間労働である。(休憩 1 時間)
- (3) 休日は週 1 回である。
- (4) 時間給らしいが時間単価がいくらかわからない。
- (5) 残業代、深夜の割増賃金等が支払われていない。
- (6) 賃金支給明細書はもらっている。
- (7) 年休については何も話されたことがない。
- (8) 勤務期間は 1 年 6 か月程度であり、退職して 1 年 6 か月程度経過している。

24時間営業のコンビニですから当然3交から4交代勤務でパートさんと8時間勤務の職員の組み合わせでシフトを組んでいるでしょうし、勤務時間データは全てセブンイレブン地域事務所の方に伝送され、所定の賃金明細書に打ち出されて賃金が支給されているとのことです。深夜労働であれば当然自動的に割増賃金が計算される仕組みになっているのかどうか、現在勤務しているセブンイレブンでは深夜労働の割増賃金が打ち出されており、賃金支給明細書もおなじ様式であるため意図的に操作しているとしか考えられません。そうであれば同様の操作をしている店舗も少なくないと考えてもいいのかもしれない。

先に挙げた項目を労働基準法との関連で見えていくと働く者が知っておかなければならない問題が網羅されているといえますので問題点を簡単に見ていきます。

### (1) 労働条件通知書(労基法第15条)

私たちが生活する中で意識するしないにかかわらず契約行為を行っています。日々の買い物も就職するのも家を買ったり借りたりするのと同じで契約書を交わす交わさないを問わず契約行為です。労働契約書を交わすことはまれだと思いますがそれはそれで法的な問題はありませんが、労働基準法は人を雇えばどのような条件で雇用したかを書面で交付する義務を使用者に課しています。これを「労働条件通知書」といい記載する事項も決められています。これがなければ自分がどのような労働条件で働いているのかわからないといえます。問題が起こった時には必ず必要になる書類です。

### (2) 勤務時間(労基法第32条、第37条)

勤務時間の問題はなかなか分かりにくいところがありますが大原則は1日8時間労働、1週40時間労働です。これを法定労働時間と呼びます。従って1日8時間労働であれば週5日の労働となり週休2日となります。週1回しか休日がなければ48時間労働となるため8時間分は残業となり割増賃金の対象となります。この例で問題となるのは夜9時から翌日の6時までの夜間の勤務という点です。労働基準法では夜10時から朝5時までの労働に対しては無条件で25%の割増賃金の支払いを義務付けています。このお店ではこうした割増賃金を一切支払っていませんでした。当然、分かったうえで無視し、残業代を支払ったように細工をしていました。それは通常8時間労働であれば1か月の労働時間は176時間(8時間×22日)程度になります。これを超えた時間を特務手当?のような名称で割増賃金なしで支給していました。

労働時間には特例措置があって10人未満の小売業の場合1週44時間労働が認められています。また一定期間を平均して週40時間に収めればよいとする変形労働時間制もあります。ただ変形労働時間制は残業代を支払わないための方便として悪用されている事例によく遭遇しますので実態を調査して確認する必要があります。

### (3) 休日(労基法第35条)

休日について労働基準法は週1回の休日を義務付けています。例外として一定の条件の下に4週4回の休日制度の導入も認めています。従ってこのお店は週1回の休日は与えていたので労働基準法に従ってはいましたが、労働時間との関係であと一日休日を与えなければいけないこととなりますので、毎週1日は休日労働をしていたこととなります。ここで問題となるのが労働基準法は「週1回の休日」という表現を使っていることです。要するに、残業として扱うのかそれとも休日労働として扱うのかという問題です。労働基準法の週1回の休日は法定休日と呼ばれています。それに対して今回のように週休2日にしなければならない場合のあと1日の休日やお盆や年末年始の休日のように会社が定めた休日のことを所定休日と呼びます。労働基準法の定める休日はあくまでも週1回です。それも日曜日と決まっているわけでもなく、会社が独自に週日のどこかを法定休日と定めればよいこととなります。従って祝日はカレンダーに赤マークの休日となっても労働基準法上は休日(法定休日)ではないので会社が労働条件通知書や就業規則で休日(所定休日)と定めない限り休みにはなりません。法定休日か所定休日かで問題となるのはこれらの日に働いたときの割増賃金が法定休

日割増率(35%)を適用するのか、残業の場合の割増率(25%)を使うのかの問題があります詳細は「(5) 割増賃金」の項で説明します。

また、前項の終わりで触れた変形労働時間制(1年単位)の場合には休日日数(法定+所定)を85日以上とするよう義務付けています。8時間労働であれば105日以上の日を休日としなければいけませんし、1か月前までにはどの日を休日とするのか、日々の労働時間数を特定しなければいけません。こうした手続き自体無視した変形労働時間制が横行しているのでチェックが必要です。

#### (4) 割増賃金計算の基礎となる時間単価

今回の例は時間給でしたがこの場合単純にこれに割増賃金率を乗じればいいのかというところではありません。手当が支給されていればそれも含めて時間単価を計算することになります。今回の場合、職務手当が月額1,000円支給されていたので、 $1,000 \text{円} \div (22 \text{日} \times 8 \text{時間}) = 5.68 \text{円}$ を時間単価に加算した金額に割増賃金率を乗じて計算することになります。

賃金を見るとき気を付けておかなければならないのが最低賃金との関係です。時間給の時はすぐわかりますが、月額で定められているときにはその時間単価を算出してみなければなりません。算出方法は、「基本月額賃金  $\div$  所定労働時間」で計算します。

#### (5) 割増賃金(労基法第37条)

割増賃金とは法定労働時間を超えて労働した場合(25%の割増賃金)、法定休日に労働した場合(35%の割増賃金)また深夜(午後10時から翌朝5時までの間)に労働した場合(25%)に支払われなければいけない賃金です。休日の項で所定休日と法定休日の説明をしましたが、同じように労働時間にも所定労働時間と法定労働時間の区別があります。所定労働時間とは入社するとき1日8時間労働とかパートであれば1日3時間労働と定めた時間のことを意味しています。法定労働時間とは、「(2) 勤務時間」で見たように労働基準法が定めている1日8時間、1週40時間といった1日また1週間の労働時間のことを意味します。要するにこれ以上は労働させてはいけない時間のこと、これを超えて労働させるためには労働基準法第36条に定める手続に従って36協定を労働基準監督署に提出する必要があります。従って、労働条件通知書や就業規則に割増賃金の計算率が「法定労働時間を超えた場合25%」か「所定労働時間を超えた場合25%」か、また「法定休日出勤35%」か「休日出勤35%」と書かれているかによってどの割増賃金率を使うかが違ってきます。

相談に来た人の場合は違法な勤務形態ですが、1日8時間労働で月曜日から土曜日までの勤務なので48時間労働になります。この場合、土曜日の8時間分に対して25%の割増賃金を払えばよいというのは労働基準法に従えば正解です。この場合、労働条件通知書や就業規則には「法定労働時間を超えた場合25%、法定休日労働35%」と定められているはずですが、そうではなく、「所定労働時間を超えた場合25%、休日労働35%」と定められている場合はどうでしょうか。この場合、法定休日と限定されていないため土曜日は休日扱いとなるため35%の割増賃金率が適用されることになります。ちなみに、この場合1日7時間労働で2時間残業したときには2時間とも25%の割増賃金となりますが、「法定労働時間を超えた場合」と記載されていれば1時間しか割増賃金は付かないことになります。

#### (6) 賃金支給明細書

労働基準法には賃金の支払いについて通貨で、全額を、毎月1回以上、一定の期日に、直接労働者に支払うよう義務付けています。しかし、いくら金額をどのような内訳で支払い、どのような項目のものをいくら控除したか明確にした賃金支給明細書を渡すよう義務付けた定めは何もありません。しかし、所得税法231条は「居住者に対し国内において給与等、退職手当等又は公的年金等の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、その給与等、退職手当等又は公的年金等の金額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その支払を受ける者につつしに交付しなければならない。」と定めています。

今回の場合、支給項目(基本給と職務手当)、控除項目、勤務日数、勤務時間(所定労働時間と総労働時

間)が記載してありました。

### (7) 年休

年休があるとは告げられていなかったし、病気で休んだ日は賃金が支給されていなかった  
ので無いものと理解していたとのことでした。労働条件通知書を渡さないということは労働  
者の無知につけ込んで労働者の権利をはく奪するとの意図があったからといえます。。週に 1  
日 1 時間しか働かないパートさんも採用後 6 か月経過した時点で 1 日の年休が発生します。

### (8) 時効

労働基準法の時効は原則 2 年です。2 年が経過したら年休も賃金も請求できなくなってしま  
います。悪徳な事業主さんにとっては非常に有難い制度といえます。今回の場合も当然時効  
を援用して時効にかかっていない期間分だけの支払いという回答となりました。パートには  
深夜割増を支払い職員には支払わないという事業主さんですから、裁判にして未払賃金と付  
加金の請求さらに慰謝料の請求ということも可能かもしれませんが未払賃金の額が少なけれ  
ば弁護士費用が支払えなくなってしまうのでこれもできないという結果になってしまいます。  
賃金の未払部分については 3 年程度まで伸ばしてもらいたいと思います。こうすれば外国人  
技能実習生の賃金未払についても時効により消滅することがなくなります。こう考えるのも  
外国人技能実習生は 3 年間日本で研修します。22 年 7 月の入管法改正で最初から労働者とし  
て技能実習することになったため帰国前に残業代未払を請求しようとする時効が成立して  
請求できない部分が必ず発生するようになったからです。

こうした労働問題をどのような方法で解決に導くのがいいのかいつも悩みます。社会保険労  
務士には代理権がないので相手から話し合いを拒絶されればそれ以上進めることができなくな  
るため、とりあえず交渉に入るか、労働基準監督署に持ち込むか、紛争調停委員会に持ち込む  
か、ユニオンに加入させるか、弁護士さんに依頼して労働審判か裁判に進むかいろいろ方法が  
ありますが費用対効果で考えざるを得ないところもあるし、早期解決を希望しているかどう  
かもあり、自分の思いだけで進めることはできず本人の判断ということになります。本人を説得  
してユニオンに加入させるのが一番いい方法ではないかと考えています。

## 相続・遺言セミナーと法律相談会のお知らせ

高齢化社会で気にかかることに認知症、遺言上また相続などの問題があります。どのような  
問題が発生するか分かりにくいいため専門家の皆様にわかりやすく要点を解説していただきませ  
う。また、セミナーの内容に関らず個別の相談会も行いますのでお気軽にご相談ください。

相談者が多い場合には 15 分程度とさせていただきますのでご了承ください。

### 【セミナー】11時～12時

- |               |      |       |
|---------------|------|-------|
| 1.相続に関する一般的事項 | 弁護士  | 田中明花  |
| 2.相続税に関すること   | 税理士  | 万徳由美子 |
| 3.成年後見制度等について | 司法書士 | 中村庸子  |

無 料

### 【相談会】13時～16時

- |      |      |         |       |
|------|------|---------|-------|
| 弁護士  | 田中明花 | 税理士     | 万徳由美子 |
| 司法書士 | 中村庸子 | 社会保険労務士 | 小松公寛  |

日 時 平成 23 年 11 月 27 日 (日)

セミナー 11 時～12 時 相談会 13 時～16 時

場 所 職町カトリック教会 多目的ホール

共 催 フィリピン人労働者を支援する会 さくらサポートネット

連 絡 先 小松公寛 090-7590-0215

## エネルギー・温暖化対策に関する支援制度（国） -

福岡 宇都宮法律事務所 井澤 わかな

皆さん、こんにちは。福岡の井澤です。今回は、前回の続きで平成 23 年度のエネルギー・温暖化対策に関する支援制度（国） part 2 です。

〔クリーンエネルギー自動車〕

企業の自動車開発を中心に基本的な支援制度が組まれています。クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業については、個人も支援対象です。

この制度における補助対象車両には、電気自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル自動車があります。また、燃料供給設備も必要不可欠であることから、充電設備、天然ガススタンド、液化石油ガススタンドも支援対象となっています。

補助率は、自動車が通常車両との価格差の 1 / 2 以内、燃料供給設備が 1 / 2 以内ですが、上限額が定められていることと、現金とリースの場合にこの制度が適用され、分割払いは対象外となっていることには注意が必要です。

申請の方法なども含め、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページに詳細が掲載されています（<http://www.cev-pc.or.jp/index.html>）。

〔家庭・事業者向けエコリース促進事業〕

こちらは、平成 23 年度から新しく導入された支援制度で、リース事業者に対して助成（補助金の対象となる低炭素機器部分のリース料総額の 3%）が行われます。

CO2 排出を削減するためには、家庭、業務、運輸といった多方面からの取り組みが必要です。震災後、何らかの省エネ対策を個々でも考える必要があるという意識は高まったと思います。しかし、低炭素機器の初期費用は決して安いものではありません。費用負担の大きさから導入を躊躇している家庭や事業者の需要を、頭金のないリースという手法で掘り起こし、低炭素機器の普及促進の契機にしようという狙いです。

対象機器の品目やリース会社（95 社）の各一覧は、一般社団法人 ESCO 推進協議会のホームページにあります（<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/supplier/>）。

家庭（個人）の対象機器は、「太陽光発電設備」「風力発電装置」「太陽熱利用装置」「地中熱利用装置」及び「燃料電池設備」と限定されていますが、リースであれば確かに初期費用がかからないので、家庭に太陽光発電等の導入を考える場合、選択肢が一つ増えたこととなります。

プラグインハイブリッド車・・・ハイブリッド車は、作動原理もしくは利用するエネルギーのどちらかが異なる複数の動力源を持ち、状況に応じて単独か複数の動力源を用いて移動する車両のことを指しますが、プラグインと付く場合には、コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるタイプを指します。  
2 充電設備・・・急速充電器と普通充電器がありますが、急速の場合、普通充電の 13～33 倍速で充電可能となっているそうです。

井澤さんのバックナンバ - は下記のホ - ムペ - ジで読むことができます。

福岡 井澤わかな(URL <http://www.geocities.jp/monzenroom/>)

(CFP(日本 FP 協会認定)・福祉住環境コーディネーター2級・法律事務所事務員(宇都宮法律事務所 092-734-0545))

CFP 過去問メルマガ。 <http://blog.mag2.com/m/log/0000170579>



## España (スペイン) 紀行 - 3 (アンダルシア編 : その2 コルドバ)

東雲クリニック 竹岡秀生

前号までのあらすじ :

私はマドリッド市内とプラド美術館を散策後、アトーチャ駅発の新幹線 AVE でコルドバに向かっていました。車内で「えくれしあ」の皆さんに紀行文を書いていたのに、突如「オッホホホ…」という高笑いとともに“魔性の悪女カルメン”という妖しい美女が現れて、せっかくの紀行文を引っかき回してしまいました。そして、彼女は啞然としている私を尻目に何処へともなく消えてしまいました。ポケットには、この時期に赤いアカシアの花？あれは夢か幻か？

やれやれ、なんとかコルドバ駅に降り立ちました。今回は大丈夫だろう…と思ったところが…ウツ？この真夏日なのに“妖気と悪寒”…やっぱり現れた。悪霊退散！六根清浄！ダメだ。近づいてくる。あ～あ、またしても紀行文が…(-\_-;)。

**Hola!** アンダルシアへようこそ！ 魔性の悪女カルメンのお出ましょ！竹岡さんはさっきから何をブツブツ言ってるの？ え？「この真夏日の陽気なのに悪寒が…」ですって？

竹岡さんは風邪ひいたの？ きっと AVE でガーガー“うたた寝”をしていたからよ。

このコルドバには、私が 180 年間も行きつけの美味しいアイスクリームのお店があって、一緒にアイスを食べに行こうと思ったのに！！

仕方がないわ。今回も竹岡さんの紀行文をお休みいただいて、この私・カルメンが皆さんに“コルドバ”を紹介するわ。

コルドバは、私が作家メリメに出会った場所よ。180 年前に彼は歴史調査のためにこの地にやって来て、私とアイスのお店に行ったってわけよ。いきさつをもっと知りたかったらプロスペル・メリメ著「小説・カルメン」を読んでね。今はメリメから歴史を習っているけど勉強は苦手なの。間違っていたら勘弁ね。

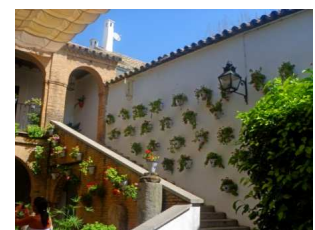
私・カルメンの個人的な話はこれくらいにして…こ

のコルドバは、かつてアンダルシアを支配したイスラム勢力のスペイン・ウマイヤ朝（後ウマイヤ朝）の首都。これを開いたのは若き日に、幾度もの苦難や修羅場を克服したアブド・アッラフマン 1 世（Abd ar-Rahman I）優れた治世はキリスト教、ユダヤ教にも寛容で世界各地から様々な文化を呼び込み、以後、芸術や科学・技術の研究、経済も発達しそうです。これから行く大モスク（メスキータ）のほか、60 万冊もの蔵書を持つ大図書館、動物園、人口 50～100 万人という世界を代表する大文化都市になり、その繁栄ぶりは「西方の真珠」とも言われたそうですよ。

コルドバ駅から**アルモドバル門**を通り城壁の中に入りましょう（写真 1・2）。



まずは**ユダヤ人街**（写真 3・4）。白壁と迷路みたいな



な道ですが…竹岡さんは迷子にな

らないでね。

私は占い術の名人だから、いつも小難しい顔の竹岡さんは実は相当な「方向オンチ」だと、ちゃんと見抜いているのよ。



さて道の隙間にある像は白内障手術の先駆者の眼科医ムハンマド・アル・ガフェクィ

(Mohamed Al-Gafequi : 写真 5)。もう一人は神学者マイモニデス（写真 6）。医



師でもあり、あの英雄サラディンの主治医も務めたそうよ。靴先が光っているのは、触ると頭が良くなる？とかで世界中の観光客が触っていくためです。人気スポット「花の小道」から見える塔は、メスキータのミナレットです（写真7）。



それでは、大モスク（メスキータ）に行きましょう。先ほどのミナレットをカルデナル・エド通りから（写真8）、そして「アフメッド王子の恋の物語」



にも出てくるメスキータ中庭（オレンジの木の庭）から見たところです（写真9）。恋の



物語については、また今度話しましょうね。

アブド・アッラフマン1世が785年から造り始めたメスキータは、時代とともに拡張されて、赤白縞模様の二重馬蹄形の支柱が連なる神秘的空間です（写真



10)。かつて1000本以上の支柱があったそうですが、レコンキスタ後の16世紀、国王（神聖ローマ帝国皇帝）カルロス1世時代に、コルドバ市の反対に関らず中央部分が取り壊されカテドラルへの改築が行われ、支柱は850本が残ったそうです。

しかし、後にメスキータを訪れてその美しさに息を呑んだカルロス皇帝は、この改築を大変に後悔し憤怒したことが知られています。

「事前に知っていたら改築するのではなかった！…」傷つけてしまった文化は、あまりにも美しく貴くて…カルロス皇帝の嘆きも解ります。カテドラルの奥にはメッカの方向を示すミフラブ（Mihrab・写真11）があり、そのドーム天井に



光が差し込んできます（写真12）。輝くモザイクは東ローマ帝国の皇帝からの贈り物だそうです。今、カテドラル



には壮大なパイプオルガンあり、ミサも行われメスキータ全体が大切に使われています（写真13・14）。



メスキータは多くの人々の祈りができる場所です。

カルロス皇帝、アブド・アッラフマン大王、スペイン・コルドバの人々はもとより世界中の祈りが、この美しく貴重な文化を世界遺産に導いたと思います（写真15）。



メスキータを出て南に下るとグアダルキビール川に架かるローマ橋があります。橋の上と南側からみたらメスキータです（写真16）。グアダルキビールの語源はアラブの言葉で“大いなる河”という意味。まさにアンダルシアを潤してきた大河です（写真



17・18)。





この下流にはセビーリヤがあり、グラナダからの支流もこのグアダルキビール川に注ぎます。今日は暑いので、私はこの川辺で水浴びするから、ここで、さようなら。

川辺で摘んだジャスミンの花をあげるから、風邪ひいた竹岡さんは早く治しといてちょうだい。では **Adios!** セビーリヤでまた会いましょうね！オッホホホ・・・（次号につづく）

## ケラメイコス

### 川瀬忍の茶碗

ものを集める行為は私達人間特有の行動ではなく、生きるもの全てについて見られるます。百舌のはやにえはよく知られています。これは生きるための行為でしょうがそれとは別にコレクションをする動物もいるようです。ゴルフ場でカラスがボールとっていくのはそうかもしれません。これは私がやきものを集めるのと同じ行為と考えれば生き物には生きるための行為と楽しみのための行為があって初めて生きていけるといえるのかもしれません。ゴミを溜め込んでいる人が以前問題となっていましたし、守銭奴としてお金をためることを生きる目的としたシャイロックみたいな人もいれば、美術品を集める人もいます。何を集めるにしても欲望に目がくらんだ人間と一律にくることが出来るのではないのでしょうか。たとえば美術館をつくったとしても・・・。



ものを集めていると不思議なものでものの方から自分に寄ってくるという現象があります。誰かがプレゼントしてくれたり、画廊の人が持ってきてくれたりまたインターネットにも顔を出してくれたり・・・。ただそのチャンスを物にするかどうかは自分の判断にかかっています。今回取上げた川瀬忍先生のものなどそうでした。特に、今回の茶碗が手元にあるのはそのためぐり合わせがあ



たからといえます。川瀬先生の茶碗を出来れば一つ持ちたいと思っていました。それは上に載せたオオソドックスな形のものを考えていました。数年前ヤフーオークションに出てきましたが当たり前の市場価格であったため見送りました。最近、この茶碗出てきたので追いかけてみたら意外な価格で手に入りました。美術品市場が昔年の面影をなくしていることが幸いしているといえます。

二番目の写真の茶碗が最初に購入したもので、探してもらっていてもなかなか出てくることなく、忘れていたころ画廊の人が持ってきてくれました。形としては二つ目として持つのであればいいのですが、こちらの形が先に出てきたことにはため息をつきましたが見逃せば二度と現れないのが分かっているので少々背伸びをすることにしました。最初の茶碗を少し沓型に歪めたものでぐい呑にも右のように同じ手のものがあります。一番上の茶碗を小さくしたぐい呑はまだ見たことがありません。あれば絶対に手に入れなければいけない・・・。



この三つの色合いが違うように写っています。実際は同じ色合いで2番目の写真が一番近いといえます。青磁の写真の難しいところです。長年同じ作家を追いかけていると微妙に変化してきていることに気が付きます。それが集める楽しみなのかもしれません。



## 本の紹介

死にたい老人 木谷恭介 著 幻冬者新書 882円

新聞の広告か何かでこの本が目につき同じようなことを考えている人がいると思い関心を持った本でした。著者が3度断食死を目指した日々の記録です。結果としては、それは叶わずこの本を書くことになったということですが、こうした思いを抱く人は少なくないのではないのでしょうか。一頃、孤独死がよく報道されていました。最近では、心の荒んだ痛ましい事件が多発するのでこうした孤独死の問題は報道する価値がなくなったのかどうか分かりませんが耳にすることがなくなりました。寿命が延びれば、仕事をしないでなにをするでもなく一日を過ごさざるをえないとなると気持ちも塞いでくるのではないのでしょうか。自分のやりたいことなど目的意識をしっかり持っている人にとってはこうした気持ちにはならないのでしょうか。体力が衰えれば同じことになりそうです。私自身やりたいことは沢山ありながら仕事は満足に出来ないし、好きなことにも没頭できず、何か分けもわからないことに引きずり廻され、気力も衰えてくる自分に対して嫌悪感を感じるようになってきました。そうすると早く死ぬしかないと考えながらも死ぬ勇気など無く、将来は飢え死にを目指すのがいいのかと考えてしまいます。体力的な衰えと精神的なストレスの相乗効果の結果でしょう。死ぬ気もない人間の思い上がりには過ぎないと思いますが、著者も結局は強い意志で死を目指した断食を行なったわけではなく、常に生きることを意識したパフォーマンスだったのか、物書きとしての実験だったのかもしれません。本心からのことであれば生活保護を受けることを辞退して餓死を選択した夫婦の後が追えたと思います。この本は、こうした問題よりも断食が人間にとってどのような感覚をもたらすかの実験として面白いし、真面目に生きることを考えている人にとっては面白い本ではないのでしょうか。

### 言葉

わたしはこのむなしい人生において、もろもろのを見た。  
そこには義人がその義によって滅びることがあり、  
悪人がその悪によって長生きすることがある。  
あなたは義に過ぎてはならない。また賢きに過ぎてはならない。  
あなたはどのようにして自分を滅ぼしてよかろうか。  
悪に過ぎてはならない。また愚かであってはならない。  
あなたはどのようにして、自分の時のこないのに、死んでよかろうか。

伝道の書 第7章 代15節～第17節

### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

テニスサークル アレオパゴス会議

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk.2002.com/>

平成23年 11月 1日 発行